

様式第2号

処分基準整理票

処分名	営業等の停止	
根拠法令名	食品衛生法（昭和22年法律第233号）	(条項) 第60条、第61条 準用：第68条第1項、第3項
	食品衛生法等の一部を改正する法律（平成30年法律第46号）第2条の規定による改正前の食品衛生法（昭和22年法律第233号）	(条項) 第55条、第56条 準用：第62条第1項、第3項
基準法令名	(条項)	
所管部署	健康保険部 保健所衛生課 食品指導係	

【処分基準】 文書の名称【 大津市食品衛生関係行政処分取扱要領 】

揭載図書等

内容 全部記載 一部・項目のみ記載

大津市食品衛生関係行政処分取扱要領

第3 行政処分等の基準

この要領では法第59条から第61条まで（法第68条第1項及び第3項においてこれらの規定を準用する場合を含む。食品衛生法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（令和元年政令第123号。以下「政令」という。）附則第2条の規定により、なお従前の例により当該営業を行うことができることとされた場合においては、食品衛生法等の一部を改正する法律（平成30年法律第46号）第2条の規定による改正前の食品衛生法（以下「旧法」という。）第54条から第56条まで（旧法第62条第1項及び第3項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）並びに法第81条から第83条まで、第85条、第87条及び第88条（政令附則第2条の規定により当該営業を行うことができることとされた場合においては、旧法第71条から第73条まで、第75条、第77条及び第78条）の罰則を適用する場合の告発等の取扱いについて規定し、処分の基準は別表第1のとおりとし、その適用は次のとおりとする。

(5) 営業等の停止（法第60条及び第61条（法第68条第1項及び第3項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）、旧法第55条及び第56条（旧法第62条第1項及び第3項においてこれらの規定を準用する場合を含む。））

営業等の停止は、食品衛生上の危害を除去するのに要する期間を定めて行うものとする。

第7 営業施設に対する命令

営業許可の取消し及び営業等の禁止若しくは停止は、違反内容が確定したときに、別表第2により処分の内容を決定する。

参考

[根拠法令]

- ・食品衛生法（以下「法」という。）
- ・食品衛生法等の一部を改正する法律（平成30年法律第46号）第2条の規定による改正前の食品衛生法（以下「旧法」という。）

法第60条 都道府県知事は、営業者が第6条、第8条第1項、第10条から第12条まで、第13条第2項若しくは第3項、第16条、第18条第2項若しくは第3項、第19条第2項、第20条、第25条第1項、第26条第4項、第48条第1項、第50条第2項、第51条第2項、第52条第2項若しくは第53条第1項の規定に違反した場合、第7条第1項から第3項まで、第9条第1項若しくは第17条第1項の規定による禁止に違反した場合、第55条第2項第1号若しくは第3号に該当するに至つた場合又は同条第3項の規定による条件に違反した場合においては、同条第1項の許可を取り消し、又は営業の全部若しくは一部を禁止し、若しくは期間を定めて停止することができる。

法第61条 都道府県知事は、営業者がその営業の施設につき第54条の規定による基準に違反した場合においては、その施設の整備改善を命じ、又は第55条第1項の許可を取り消し、若しくはその営業の全部若しくは一部を禁止し、若しくは期間を定めて停止することができる。

法第68条 第6条、第9条、第12条、第13条第1項及び第2項、第16条から第20条まで（第18条第3項を除く。）、第25条から第61条まで（第51条、第52条第1項第2号及び第2項並びに第53条を除く。）並びに第63条から第65条までの規定は、乳幼児が接触することによりその健康を損なうおそれがあるものとして厚生労働大臣の指定するおもちゃやについて、これを準用する。この場合において、第12条中「添加物（天然香料及び一般に食品として飲食に供されている物であつて添加物として使用されるものを除く。）」とあるのは、「おもちゃやの添加物として用いることを目的とする化学的合成品（化学的手段により元素又は化合物に分解反応以外の化学的反応を起こさせて得られた物質をいう。）」と読み替えるものとする。

3 第15条から第18条まで、第25条第1項、第28条から第30条まで、第51条、第54条、第57条及び第59条から第61条までの規定は、営業以外の場合で学校、病院その他の施設において継続的に不特定又は多数の者に食品を供与する場合に、これを準用する。

旧法第55条 都道府県知事は、営業者が第6条、第8条第1項、第10条から第12条まで、第13条第2項若しくは第3項、第16条、第18条第2項若しくは第3項、第19条第2項、第20条、第25条第1項、第26条第4項、第48条第1項、第50条第2項、第50条の2第2項、第50条の3第2項若しくは第50条の4第1項の規定に違反した場合、第7条第1項から第3項まで、第9条第1項若しくは第17条第1項の規定による禁止に違反した場合、第52条第2項第1号若しくは第3号に該当するに至つた場合又は同条第3項の規定による条件に違反した場合においては、同条第1項の許可を取り消し、又は営業の全部若しくは一部を禁止し、若しくは期間を定めて停止することができる。

旧法第 56 条 都道府県知事は、営業者がその営業の施設につき第 51 条の規定による基準に違反した合においては、その施設の整備改善を命じ、又は第 52 条第 1 項の許可を取り消し、若しくはその営業の全部若しくは一部を禁止し、若しくは期間を定めて停止することができる。

旧法第 62 条 第 6 条、第 9 条、第 12 条、第 13 条第 1 項及び第 2 項、第 16 条から第 20 条まで（第 18 条第 3 項を除く。）、第 25 条から第 56 条まで（第 50 条の 2、第 50 条の 3 第 1 項第 2 号及び第 2 項並びに第 50 条の 4 を除く。）並びに第 58 条から第 60 条までの規定は、乳幼児が接触することによりその健康を損なうおそれがあるものとして厚生労働大臣の指定するおもちゃについて、これを準用する。この場合において、第 12 条中「添加物（天然香料及び一般に食品として飲食に供されている物であつて添加物として使用されるものを除く。）」とあるのは、「おもちゃの添加物として用いることを目的とする化学的合成品（化学的手段により元素又は化合物に分解反応以外の化学的反応を起こさせて得られた物質をいう。）」と読み替えるものとする。

3 第 15 条から第 18 条まで、第 25 条第 1 項、第 28 条から第 30 条まで、第 50 条の 2、第 51 条及び第 54 条から第 56 条までの規定は、営業以外の場合で学校、病院その他の施設において継続的に不特定又は多数の者に食品を供与する場合に、これを準用する。